

# ○「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」

(平成30年2月20日 若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定)

関係省庁（消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁）が緊密に連携し、2018年度から2020年度までを集中強化期間として、実践的な消費者教育の実施を推進するため、以下の取組を推進

## 高等学校等における消費者教育の推進

- **学習指導要領の徹底**
- **消費者教育教材の開発、手法の高度化**  
実践的な能力を身に付ける教材「**社会への扉**」を活用した授業の実施の推進等
- **実務経験者の学校教育現場での活用**  
消費者教育コーディネーターの育成・配置等による実務経験者の活用の推進
- **教員の養成・研修**  
「若年者の消費者教育分科会」による検討と取りまとめを受けた消費者教育推進会議における審議を踏まえ、**教員による消費者教育の指導力向上のための取組を推進**



## 大学等における消費者教育の推進

- **大学等と消費生活センターとの連携支援・出前講座の実施**
- **大学における講義実施等を通じた正しい金融知識の普及**

2020年度までには、  
• 全ての都道府県の全高校で「**社会への扉**」を活用した授業が実施されること  
• 全都道府県に**消費者教育コーディネーター**が配置されることを目指す

- 教職課程における消費者教育の内容の充実
- 有機的に連携した継続的な体制の構築
- 現職教員に対する講習、研修における講座の開設数の増加及び内容の充実
- 外部人材等の活用及び育成

## その他

全ての都道府県等において、**消費者教育推進計画・消費者教育推進地域協議会の策定・設置**を  
目指す 等